

任意代理人による保有個人情報への開示請求権について

1 経緯

条例第14条の規定により、特定保有個人情報（マイナンバー）にあつては、未成年者又は成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は本人に代わつて開示請求することができることと対し、保有個人情報においては、未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求は認められているものの、本人の委任による代理人（任意代理人）からの開示請求が認められていないことに対し、委員から保有個人情報の開示請求にあつても、本人の委任による代理人からの開示請求を認めることについて検討すべきとの申し出があつた。

2 全国の状況

平成31年2月に全国調査を行ったところ、全国47都道府県中、任意代理人からの保有個人情報への開示請求を認める団体は5府県（福井県、三重県、京都府、鳥取県、徳島県）にとどまり、本県も含めて大多数の都道府県が、国と同様に、保有個人情報に対する任意代理人による開示請求を認めていない状況がある。

3 今後の対応

保有個人情報に対する任意代理人からの開示請求権を認めることについては、本人の意思が明確で、本人が請求することができないやむを得ない理由があり、開示請求権が濫用されるおそれがない場合に例外的に任意代理を認めることが適当であるとの提言がなされたことを踏まえ、これを認める三重県のような団体も一部にあるが、国や全国的な運用状況にも注視しつつ、当該請求権を認めるとする条例改正の必要性については引き続き検討していきたい。